

- 今回、JR 東海が実施したいとしているヤードの追加工事には、導水路やトンネルの濁水処理施設等トンネル湧水への対処に関する施設が多く含まれている。

「引き続き対話を要する事項（47 項目）」のうち、トンネル湧水への対処に関する施設については、県の専門部会においても、以下のとおり、未だに十分な議論が行われておらず、国の有識者会議においても、まだ、議論が行われている。

（※1.、5.、10.、11.等の番号は 47 項目の通し番号を指す）

<<地質構造・水資源部会>>

【リスク管理に関する基本的考え方】

1. リスク管理の上限値（先進ボーリング湧水量 50/φ10m・秒、トンネル湧水量 3 m³/秒）は、暫定的に決めた数値であり、環境影響が大きい場合は、見直しの可能性が残っていると認識いただきたい。

（対話の現状認識）

- ・ トンネル湧水量 3 m³/秒は仮の上限値であり、確定した数値ではない。トンネル湧水量の上限値が変化すれば、濁水処理設備や沈砂池などの規模も代わることになる。現時点では、議論の途中段階である。

5. トンネル湧水の大井川水系への戻し方及びポンプアップ方法について、工事の工程も示しながら、図とともにわかりやすく文章を用いた説明と、戻し方の妥当性の確認

（対話の現状認識）

- ・ ポンプアップの仕方なども含めトンネル湧水の戻し方については議論の途中である。今後の議論によっては、戻し口となる斜口や導水路トンネルの位置にも影響する可能性がある。

【全量の戻し方】

10. 「畑薙山断層と平行して導水路トンネルなど送排水管路を作ることが地質・湧水の点で不適切」であるとしていることについて、その根拠（地質データ等を用いた説明）

（対話の現状認識）

- ・ 導水路トンネルの計画位置の妥当性については、現在も議論中であり、その位置については確定事項ではない。

11. 河川流量や流量回復の具体的方法を図とともに文章でわかりやすく説明。特に田代ダムの上流部への戻し方についての、わかりやすい説明。その上で、戻し方の妥当性の確認

（対話の現状認識）

- ・ 大井川最上流部への水の戻し方は、西俣非常口の位置などにも影響することから、西俣非常口の位置についても確定事項ではない。

【突発湧水】

19. トンネル工事で発生する濁水についての有効性・実現性を兼ね備えた具体的な処理方法

20. トンネル湧水を処理するポンプアップ等施設の規模の適正さを判断するための、想定湧水量データとそれに応じた処理施設の規模の妥当性の確認

(対話の現状認識)

- ・ 各ヤードの濁水処理装置についても、現時点では濁水処理の手法や施設の規模などが議論の途中である。

<<生物多様性専門部会>>

【減水量の計測】

40. 西俣非常口より上流部の生物を守るための具体的な措置

(対話の現状認識)

- ・ 大井川最上流部への水の戻し方は、西俣非常口の位置などにも影響することから、西俣非常口の位置についても確定事項ではない。

【濁水等の処理】

43. 河川に放流する排水の現管理基準 (SS25 mg/L) より厳しい自主管理基準の設定及びその対策

(対話の現状認識)

- ・ 濁水処理装置の能力や排水の処理基準等についても議論の途中である。

44. 突発湧水時に対応できる濁水処理設備の施工計画とその内容の具体化

(対話の現状認識)

- ・ 突発湧水が発生した時点での濁水の処理についても議論の途中であり、現時点で濁水処理施設を施工出来る段階ではない。

【水温管理】

45. 河川流量が減少したところに放水した場合の生息環境への影響や産卵期などでも影響が出ない処理方法の具体化

(対話の現状認識)

- ・ 各非常口や導水路トンネル出口での処理（放流）の仕方についても議論の途中であることから、現時点では、濁水処理施設や沈砂池などを作る段階ではない。

- 静岡県自然環境保全条例において、改変面積が5ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、県と事業者の間で事前に自然環境保全協定を結ばなければならないとされている。

JR東海の現在までの改変対象面積（ヤード整備等）は4.9ヘクタールとなっているため、0.1ヘクタールを超える追加工事を行う際には、自然環境保全協定の締結が必要となる。